

## 社会福祉法人 旭川福祉事業会役員等報酬並びに費用弁償規程

### (目的)

第 1 条 この規程は定款第21条及び定款施行細則第6条に基づき、社会福祉法人 旭川福祉事業会(以下「旭川福祉事業会」という。)の役員等の報酬に関し、必要な事項を定める事を目的とする。

### (適用の範囲)

第 2 条 この規程に適用される役員等とは定款第15条の理事(理事長・常務理事を含む)監事とし、加えて第5条の評議員並びに第6条の評議員選任・解任委員会委員をいう。

但し、職員の身分を有する役員は、原則本規程の適用としないが、特に理事長が認める場合はこの限りではない。

### (報酬区分)

第 3 条 常勤役員・非常勤役員に対する報酬および費用弁償並びに特別功労金

- (1) 常勤役員に対する報酬。
- (2) 非常勤役員に対する費用弁償。
- (3) 法人に対して特に功労のあった者について、特別功労金を出す事が出来る。

### (常勤役員の業務)

第 4 条 常勤役員とは、定款施行細則第5条に定める専決事項にかかるものを含め、庶務規程第4章第7条に定める事項の、業務の全部若しくは一部を常時行う者をいう。

### (常勤役員報酬内容)

第 5 条 常勤役員の報酬は、職員給与規程並びに准職員等就業細則に準じる。

2 月額報酬は旭川福祉事業会の職員の給与規程の本俸並びに各種諸手当をいう。

3 第3条に掲げる特別功労金は、法人の発展と存続、法人の社会的地位向上に寄与したと認められる場合に、理事長、若しくは理事会が提案し定款第10条に基づく理事会において、出席役員の3分の2以上の賛成を持って表決される。

(常勤役員の月額報酬)

第 6 条 常勤役員の月額報酬は、次の額を超えないものとする。

- |              |      |
|--------------|------|
| (1) 理事長      | 80万円 |
| (2) 常務理事     | 70万円 |
| (3) その他の常勤役員 | 50万円 |

2 月額報酬の算定は、就任の日から退任の日までとし、就任の日又は退任の日が月の途中の場合には、日割りを持って支給する。

(非常勤役員)

第 7 条 常勤役員以外の役員をいう。

(非常勤役員の用務)

第 8 条 非常勤役員が次の用務については、費用弁償を出す事ができる。

- (1) 旭川福祉事業会の理事会、監事会、評議員会、評議員選任・解任委員会並びに理事長が招集した会合に出席する場合の費用弁償については、1 時間以内は5千円、1時間を越え2時間以内の場合は7千円とし2時間を越えた場合は2時間以内と同額とする。
- (2) 役員研修として出席する場合。但し出張などで旅費規程が適用になる場合は除外する。
- (3) 監督官庁の監査等の立会いを行う場合。
- (4) 監事の費用弁償の額について、1回の監査について1万円とする。

(支給方法)

第 9 条 この規程に定める報酬の支給方法については、職員の支給方法に準じて行い、費用弁償については都度支払うものとする。

尚、受取人本人の希望により、指定する金融機関に振り込むことが出来る。

附 則

この規程は平成 17 年4月1日から施行する。

平成23年2月7日一部改正 平成23年3月1日施行

平成29年6月16日一部改正